

教員の働き方改革の推進について

令和6年9月

教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当

目次

- 1 働き方改革を取り巻く状況について…………… 1
- 2 本市における働き方改革の取組について…………… 2
- 3 教員の働き方改革に関する市長メッセージの発信について…………… 3
 - (参考資料①) 第2期「学校園における働き方改革推進プラン」の取組…………… 4
 - (参考資料②) 教員・管理職が参加している地域行事の概要について…………… 5
 - (参考資料③) 昨年度配布チラシ…………… 6・7

1 働き方改革を取り巻く状況について

国の動向及び本市の方針

全国的にも教員の長時間勤務が大きな問題となっているなか、文部科学省は学校園における働き方改革の更なる加速化に向けて、**学校教育の質の向上のためには、教師が教師でなければならないことに集中できるようにすることが重要**であるとの観点から、下図の「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、**学校及び教員の業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進している。**

本市においても、民間事業者のノウハウを活用し、専門的な見地から教員の勤務時間の短縮を図ることを目的として調査研究を行い、明らかとなった長時間勤務の要因及びその解消に向けて、勤務時間の上限に関する方針及びその達成目標並びに目標達成に向けた取組を示すため、令和元年12月に「学校園における働き方改革推進プラン」を策定した。現在は、令和5年5月に策定した第2期「学校園における働き方改革推進プラン」に基づき、様々な取組を進めている。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧部活動(部活動指導員等)</p> <p>※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)</p>

2 本市における働き方改革の取組について

教育委員会と学校園が連携して、教員の長時間勤務を解消し、子どもたち一人ひとりに寄り添うための時間を確保できるようにするとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現することで、本市の教員になりたいという人材が増えることを願って、教員の働き方満足度日本一をめざし、取組を進めている。

これまでの取組例

【ワークライフバランス支援員の配置】 <R6予算：346百万円>

育児・介護等、仕事と家庭生活の調和における支援が必要となる教頭の在籍校や課題のある学校に対し、ワークライフバランス支援員を配置している。

【欠席連絡等アプリ及び採点支援システムの導入】 <R6予算：102百万円>

保護者と学校の双方向連絡を可能とする欠席連絡等アプリは、保護者あての通知文の送付や懇談の出欠確認などにも活用し、教員と保護者双方の負担軽減につながっている。また、採点・集計のデジタル化を可能とする採点支援システムは、採点業務の効率化や集計の自動化により、教員の採点業務時間及び負担の軽減につながっている。

今年度の主な取組

【本務教員による欠員補充制度の創設（全国初の取組）】 <R6予算：400百万円>

本市独自で本務教員である「特別専科教諭」を配置し、年度途中からの産休・育休取得者等の代替要員としている。

⇒安心して産休・育休が取得できる働きやすく魅力的な職場環境を実現。（R6は65人、R7～130人を予定）

【音声ガイダンスの導入に向けた検討】

教員の業務効率化及び負担軽減のため、市立小中学校へ電話音声ガイダンスの導入に向けた検討を進める。

【好事例の発信】

学校園が独自で実施している効果が高い取組を集約し、教職員が随時閲覧できるサイトを通じて展開することで、各学校園が、主体的に自らの職場における取組の方向性を議論し、働き方改革と学校教育の質の向上が実現できるよう支援。

⇒人的措置や負担軽減などの取組とともに、更に働き方改革をすすめていくためには、地域・保護者の理解、協力が欠かせない

3 教員の働き方改革に関する市長メッセージの発信について

これまでの経過

これまでも教員の負担軽減のため、昨年度のチラシ配布など地域行事への参加の見直しに向けた取組を実施し、一定の効果が上がっている。新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、地域行事に教員や管理職の参加を求められるケースが増加。

現状の課題と見直しの必要性

- 地域と学校の連携・協働は必要だが、地域行事への参加の見直しに向けた協力の度合いは、地域によって濃淡がある。
- 教員の参加の見直しは進んでいるが、管理職の参加の見直しが進んでいない。
- ⇒**子どもの教育環境を充実させるためには、教員の負担を軽減し、子ども一人ひとりに向き合う時間を確保するだけでなく、校長・教頭の負担を軽減し、学校教育の質の向上のため、マネジメントに取り組む時間を確保することも重要。**
- ⇒**女性活躍の観点からも、校長・教頭の働き方改革は重要事項** ※本市の女性校長の比率（小学校17.6%、中学校8.5%）

課題解決に向けた今年度の取組

昨年度に引き続き、今年度も市長メッセージが入ったチラシを配布する

- 今年度は地域行事への参加の見直しに重点を置いたメッセージを発信
- ⇒地域の方の理解・協力により、教員や管理職が学校教育の質を高める時間を確保することに繋がることを強調するとともに、すでに協力いただいている地域行事への参加の見直しの事例を盛り込むなど、具体性をもったメッセージを発信する。
- <周知方法>
- 区役所から地域団体関係者へ
- ⇒区担当教育次長会議等に説明し、区役所から各地活協に対し、チラシを配布して協力を依頼いただけるよう調整する。
- 学校から地域団体関係者へ
- ⇒地域行事を取り巻く状況は各校によって異なるため、学校は具体的な見直し内容を提示するなど、地域団体へ働きかける。

(参考資料①) 第2期「学校園における働き方改革推進プラン」の取組

全学校園で一律に進める取組

視点1 専門スタッフ等の配置

- ア スクールサポートスタッフの充実
- イ 副校長・教頭補佐・教頭補助の充実
- ウ ワークライフバランス支援員の配置
- エ 課題解決支援員(スクールソーシャルワーカー)の配置
- オ 大阪市版スクールロイヤーの活用促進

視点2 教員の業務負担の軽減

- ア 学校園への通知文書及びチラシ等の周知文書の削減
- イ 欠席連絡アプリの導入
- ウ 採点支援システムの導入
- エ 学校におけるプール清掃等の外部委託
- オ 学校事務の職務の見直しや学校経営への参画
- カ 研修受講に係る開催方法等の見直し
- キ 学校園が作成する計画等の見直し

視点3 部活動における取組

- ア 部活動指導員の配置
- イ 休日における部活動の地域連携・地域移行
- ウ 部活動指針にかかる休養日の設定や活動時間の遵守

視点4 学校園で働く教員の意識改革

- ア 学校管理職及び教員への情報発信
- イ 教員の勤務時間に関する意識改革や適正な打刻の徹底
- ウ 人事評価制度を活用した意識改革

視点5 その他働き方改革に繋がる取組

- ア 学校園における働き方改革の取組に対する、地域・保護者等への情報発信等
- イ ICT環境の改善
- ウ 小学校における少人数学級の計画的な整備
- エ 小学校高学年における教科担任制(専科指導)の推進
- オ 学校園における労働安全衛生管理体制やメンタルヘルス対策の充実

各学校園の状況に応じて個々に進める取組

- ア 退勤目標時間の設定
- イ 働き方の見直し
- ウ 学校閉庁日の取組
- エ 勤務時間の割振り変更
- オ 教員の時間外勤務実績の確認
- カ 教員の適正な出勤・退勤打刻の徹底
- キ 校務分掌の見直し
- ク 学校行事の見直し
- ケ 地域行事への参加

(参考資料②) 教員・管理職が参加している地域行事の概要について

地域行事の例 ※校区内に複数の連合振興町会がある場合、町会ごとで実施されていることがある。

行事名称	頻度・時期等	行事名称	頻度・時期等
祭り	夏・秋	講演会	年間4回
祭り等の夜間巡視		懇親会	年間1回
地域花見	年間1回	交通安全パトロール	年間4回
スポーツ大会	年間3回	夜間合同パトロール	夏休みに1回
敬老会	年間1回	地域活動協議会	年間3回
クリスマス会	年間1回	地域防災訓練	9月に3回
餅つき大会	年間1回	ボランティア活動の生徒引率	月2回

※調査実施時に回答があった学校の例であり、地域によって濃淡があるため、すべての学校の教員が上記の行事に参加しているわけではない。

<参考> PTA行事

行事名称	行事名称
PTA実行委員会	PTAスポーツクラブ
祭り	PTA巡視

教員が子どもたちの前で生き生きと働き、 子どもたちの教育環境を充実させるため、 働き方改革にご協力をお願いいたします！



大阪市では教員の長時間勤務が 大きな課題です！

勤務時間を除く在校等時間（令和4年12月時点）

- ①年間360時間をこえる教員の割合：50.9%
- ②月80時間を超える教員の割合：3.4%



横山市長からのメッセージ

～教員の働き方満足度日本一をめざして！！～

「子どもたちのためなら長時間の勤務でもかまわない」という働き方は、高い使命感から生まれるものであったとしても、その働き方で教員が疲弊していくのであれば、結果的には「子どもたちのため」にはなりません。

「教員が子どもたちの前で健康でいきいきと仕事をする」
「教員が子どもたち一人ひとりに向き合う時間を確保する」
働き方改革のすべては「子どもたちのため」につながっています。

学校園の働き方改革を進めていくためには、保護者の皆さまや地域の皆さまのお力添えがなければ実現できないものがたくさんあります。

未来を担う子どもたちのため、どうか、学校園の働き方改革の取り組みにご理解とご協力をお願いいたします。



大阪市長
横山 英幸

① 学校・地域行事等の見直しにご理解・ご協力をお願いします！

学校行事の見直し

- 慣例にとらわれず真に必要な活動に力を集中します。
⇒これまで続けてきた恒例の行事であっても、大胆に見直すことがあります。

地域行事への参加の見直し

- 教員の地域行事の参加にかかる位置づけを見直します。
⇒参加する行事の精査、時間や人数などの見直しを行います。

欠席連絡等アプリの導入

- 欠席連絡等の負担を軽減するほか、保護者宛の通知文などをアプリを使用して通知します。
⇒紙による通知を減らし、教員と保護者、双方の負担軽減を図ります。



② 時間外の対応等にご理解・ご協力をお願いします！

時間外の電話対応

- 学校への電話連絡の受付は、小学校は午後6時、中学校は午後6時半までとなっています。
⇒これ以降の時間は、音声応答装置による対応となります。（状況により受付終了時間が早くなる場合があります）

ゆとりの日

- 教職員の健康保持のため、定時退庁の取組を促進しています。
⇒各学校園において、教職員が定時退庁する日を設けています。

学校閉庁日

- 夏休みや冬休みなどの長期休業期間に学校に勤務しない日を設けています。



教員の勤務時間は
朝8時30分から夕方5時までです！

③ 部活動指導へのご理解・ご協力をお願いします！

活動時間の設定

- 平日は長くとも2時間程度、休日は長くとも3時間程度となっています。

休養日の設定

- 部活動の休養日を週2日以上（平日1日、土日少なくとも1日以上）設けています。

オフシーズンの設定

- 長期休業中には、長期の部活動休養期間（オフシーズン）を設定しています。



第2期「学校園における働き方改革プラン」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000598810.html>



問い合わせ先
大阪市教育局委員会事務局 教務部
教職員給与・厚生担当
☎ 06-6208-9131